

各都道府県知事
各指定都市市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」について

「里親の認定等に関する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 115 号)及び「里親が行う養育に関する最低基準」(平成 14 年厚生労働省令第 116 号)については、いずれも本日公布され、平成 14 年 10 月 1 日から施行されることとなったが、これらの主な内容は下記のとおりであるので、取扱いに遺漏のないようお願いする。

なお、昭和 62 年 10 月 31 日厚生省発児第 138 号事務次官通知「里親等家庭養育の運営について」は、平成 14 年 10 月 1 日をもって廃止する。

この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 制定の趣旨

里親制度は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育を里親に委託する制度であり、昭和 23 年に児童福祉法の施行により発足した。当初、登録されている里親数は毎年増加したが、昭和 30 年代後半をピークに、それ以後は漸減の一途をたどっている。現在、我が国における要保護児童の処遇は、乳児院や児童養護施設などの施設での処遇が大きな割合を占めており、里親に委託されている要保護児童は、全体の約 6%にすぎない。

しかし、児童の発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、できる限り、家庭的な環境の中で養育されることが必要である。特に、虐待など家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充が求められている。

そこで、今般、里親制度の推進を計るため、「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定することとし、里親制度の大幅な改善を行うこととした。

第 2 里親の認定等に関する省令について

1 総則

(1) 里親の認定等については、この省令によること。

(2) 里親の種類

里親の種類は、養育里親、親族里親、短期里親及び専門里親とすること。

(3) 児童の委託

児童の委託は、養育里親のうち都道府県知事(指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。)による登録を受けた者、親族里親、短期里親のうち都道府県知事による登録を受けた者又は専門里親のうち都道府県知事の登録を受けた者のいずれかに対して行うものとする。

2 養育里親

(1) 定義

養育里親は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育する里親として認定を受けた者とする。

(2) 要件

養育里親は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- ア 心身ともに健全であること。
- イ 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ウ 経済的に困窮していないこと。
- エ 児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること。
- オ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

(3) 希望者による申請

- ア 養育里親希望者は、その居住地の都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこと。
 - (ア) 養育里親希望者の住所、氏名、年齢、性別及び職業
 - (イ) 養育里親希望者の同居の家族の氏名、年齢、性別及び職業
 - (ウ) 養育里親希望者及びその同居の家族の健康状態
 - (エ) 養育里親になることを希望する理由
- イ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (ア) 養育里親希望者及びその同居の家族の履歴書
 - (イ) 養育里親希望者の居住する家屋の平面図

(4) 認定

- ア 都道府県知事は、申請書を受理したときは、当該養育里親希望者が適当であるかどうかを調査して、速やかに、認定をし、又はしないことの決定を行わなければならないこと。
- イ 都道府県知事は、アの認定又は決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者に通知しなければならないこと。

(5) 認定の取消し

- 都道府県知事は、養育里親が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該認定を取り消すことができること。
- ア 要件のいずれかに該当しなくなったとき。
 - イ 都道府県知事にすべき届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ウ 委託児童の養育に関し、里親の養育に関する最低基準の規定に違反したとき。
 - エ 不正な手段により認定を受けたとき。
 - オ 養育里親から認定の取消しの申請があったとき。

(6) 登録

- 都道府県知事は、養育里親から登録の申請があったときは、次に掲げる事項を養育里親名簿に登録しなければならない。
- ア 登録番号及び登録年月日
 - イ 住所、氏名、性別及び生年月日
 - ウ 養育里親の認定を行った年月日

(7) 登録の更新

- ア 登録の有効期間は5年であること。

- イ 登録更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までに登録の更新が行われないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了の日後も登録の更新がなされるまでの間は、なお効力を有すること。
- ウ イの場合において登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算すること。

(8) 登録の取消し

都道府県知事は、次のいずれかに該当するに至ったときは、養育里親の登録を取り消さなければならないこと。

- ア 登録の有効期間が満了したとき。
- イ 認定が取り消されたとき。
- ウ 養育里親から登録の取消しの申請があったとき。

(9) 登録事項の修正

都道府県知事は、登録を受けている養育里親について、認定を取り消した場合や登録を取り消した場合は、養育里親名簿に次に掲げる事項を付記すること。

- ア 認定を取り消した場合にあっては、その旨並びにその理由及び処分年月日
- イ 登録を取り消した場合にあっては、その旨並びにその理由及び処分年月日

(10) 都道府県知事への届出

- ア 養育里親は、登録を受けた事項について変更が生じたとき、又は委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならないこと。
- イ 養育里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。

3 親族里親

(1) 定義

親族里親は、次に掲げる要件を満たす要保護児童を養育する里親として認定を受けた者とする

- と。
- ア 当該親族里親の三親等内の親族であること。
- イ 両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。

(2) 準用

養育里親における要件（「経済的に困窮していないこと。」という要件は、親族里親については適用されない。）希筆者の申請、認定、認定の取消し及び都道府県知事への届出の規定は、親族里親についても準用されること。

なお、申請については、親族里親希望者は、あらかじめ児童相談所長の許可を得ておく必要があること。

また、親族里親については、児童の委託が解除された場合には、その認定も取り消されるものであること。

4 短期里親

(1) 定義

短期里親は、1年以内の期間を定めて、要保護児童を養育する里親として認定を受けた者とする

こと。

(2) 準用

養育里親における要件から都道府県知事への届出までの規定は、短期里親についても準用されること。

5 専門里親

(1) 定義

専門里親は、2年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親として認定を受けた者とする。

(2) 要件

専門里親は、次に掲げる要件に該当する者とする。

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(ア) 養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。

(イ) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。

(ウ) 都道府県知事が(ア)及び(イ)に該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者であること。

イ 専門里親研修の課程を修了したこと。

なお、専門里親研修の内容については、「里親の認定等に関する省令第19条第2号の厚生労働大臣が定める研修」を参照されたい。

ウ 心身ともに健全であること。

エ 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。

オ 委託児童の養育に専念できること。

カ 経済的に困窮していないこと。

キ 児童の養育に関し虐待等の問題を起こしたことがないこと。

ク 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

(3) 準用

養育里親における希望者の申請から都道府県知事への届出までの規定は、専門里親について準用すること。

なお、専門里親希望者の申請は、専門里親研修修了後2年以内に行わなければならないこと。

また、専門里親の登録の有効期間は2年であること。

6 施行期日等

(1) 施行期日

この省令は、平成14年10月1日から施行すること。

(2) 経過措置

この省令の施行の際現に里親とされている者は、養育里親又は短期里親の認定及び登録を受けたものとみなすこと。

第3 里親が行う養育に関する最低基準について

1 趣旨

里親に委託された児童(以下「委託児童」という。)について里親が行う養育についての最低基準(以下「最低基準」という。)は、この省令によること。

2 最低基準の向上

(1) 都道府県知事（指定都市にあっては、市長とする。以下同じ。）は、都道府県児童福祉審議会又は地方社会福祉審議会の意見を聴き、里親に対し、最低基準を超えて、当該里親が行う養育の内容を向上させるよう、指導又は助言をすることができること。

(2) 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

3 最低基準と里親

里親は、最低基準を超えて、常に、その行う養育の内容を向上させるように努めなければならないこと。

4 里親が行う養育の一般原則

(1) 里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならないこと。

(2) 里親は、養育を効果的に行うため、都道府県（指定都市を含む。）が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。

5 児童を平等に養育する原則

里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならないこと。

6 虐待等の禁止

里親は、委託されている児童に対し、児童虐待その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

7 教育

里親は、委託児童に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。

8 健康管理等

(1) 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないこと。

(2) 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行われなければならないこと。

9 衛生管理

里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。

10 養育計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する養育計画に従って、当該委託児童を養育をしなければならないこと。

11 秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。

12 記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかななければならないこと。

13 苦情等への対応

- (1) 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。
- (2) 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。

14 都道府県知事への報告

里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。

- (1) 委託児童の心身の状況
- (2) 委託児童に対する養育の状況
- (3) その他都道府県知事が必要と認める事項

15 関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。

16 養育する委託児童の年齢

- (1) 里親が養育する委託児童は、18歳未満の者とする。
- (2) 都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、満20歳に達する日までの間、養育を継続することができること。

17 養育する委託児童の人数の限度

- (1) 養育里親、短期里親又は専門里親が同時に養育する委託児童の人数とそれ以外の児童の人数の合計は、6人を超えることができないこと。
- (2) 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、2人を超えることができないこと。

18 委託児童を養育する期間の限度

- (1) 短期里親による委託児童の養育は、養育を開始した日から起算して1年を超えないこと。
- (2) 専門里親による委託児童の養育は、養育を開始した日から起算して2年を超えないこと。
- (3) 都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、1及び2の期間を超えて、養育を継続することができること。

19 再委託の制限

里親は、次の場合を除き、委託児童を他の者に委託してはならないこと。

- (1) 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。
- (2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

20 家庭環境の調整への協力

専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならないこと。

21 最低基準は、平成14年10月1日から施行すること。